

日経メディカル

医師 若手医師・医学生 看護師 薬剤師

オンデマンド Web講演会 調査 企業求人

医師TOP NEWS & REPORT 連載・コラム 特設サイト (医療経営/癌他) 学会カレンダー 処方薬事典 サービス

医師TOP → 特設サイト → 医療・介護経営 (日経ヘルスタ) → 日常診療に生かす医療訴訟の教訓

> 患者情報を家庭内で漏洩...個人情報を守る裁判の教訓は



患者情報を家庭内で漏洩...個人情報を守る裁判の教訓は

2021/02/10

桑原 博道 矢古宇 匠 (仁邦法律事務所)

[医療安全](#)
[個人情報](#)
[医療機関](#)
[裁判例](#)

[印刷](#)
[シェア 44](#)
[1](#)
[ツイート](#)

最近、ある大学病院がランサムウェアの標的になった事件が報道されました。ランサムウェアとは、コンピューターウイルスの一種で、身代金を意味するRansomとソフトウェアSoftwareとを組み合わせた造語です。



このウイルスに感染すると、パソコン内に保存していたデータや接続している他の端末のデータが使えなくなったりします。そして、犯人サイドから、こうした制限を解除するための見返りを要求されます。それだけでなく、取得した情報を公開しないための見返りも要求されることがあります。この2つの脅迫を合わせて「二重の脅迫」といいます。

このようなランサムウェアは、世界中のあらゆる種類の企業や公的機関、医療機関を標的としてきました。わが国の医療機関でも、過去にある公立病院が標的とされたことがありましたが、その時は、あまり注目されていませんでした。しかし、今回の事件報道で、ランサムウェアがわが国の医療機関においても深刻な脅威となっていることが改めて浮き彫りになったわけです。実際、厚生労働省も、医療機関へのサイバー攻撃に備えるため、ガイドラインを改訂するとの報道もなされています（2021年1月5日付日本経済新聞）。

ランサムウェアの具体的な予防策はありますが、その話はさておき、複数の裁判例検索システムを検索した限り、わが国においてランサムウェアに関する裁判例は見当たりませんでした。しかし、こうしたコンピューターウイルスの問題は、本をただせば、**個人情報の管理**についての問題ということが出来ます。

そこで今回は、医療現場における個人情報の管理に関する裁判例をいくつか紹介し、そこからの教訓について考えてみたいと思います。

(1) 患者情報を家族に漏らした看護師らの責任が問われた事例

患者Xは、10歳代の女性。大学病院でユーイング肉腫と診断され、複数の医療機関において治療がなされ、化学療法、放射線治療、手術療法を受けました。このうち、手術療法は、左腸骨ユーイング肉腫に対する広範切除、人工関節による再建術でした。そして、手術後は、リハビリや疼痛緩和の目的でA病院を受診していました。

そのような中で、A病院の看護師Bは、帰宅後、夫Cに対し、「大変に重い病気にかかっている若い子がおり、母親は夜の仕事をしています、仕事が終わって朝少し休憩した後、看護のため付き添っている。うちにも子どもが3人いるが、もしそういうことが起きたら私たちにはそんなことできない」との趣旨を、母親Dが経営している飲食店の名前とともに話しました。これに対しCは、飲食店の名前を聞いて「その店に行ったことがあるかもしれない」と言いました。なお、BがCに対し、口止めすることはありませんでした。

その後、CはDの経営する飲食店に行き、帰り際に、Dに対し「娘さん、長くないんだって」「あと半年の命なんやろ」などと発言。Dは驚き、「なぜそのようなことを言うのか」と問いただしたところ、Cは、「俺は病院関係者に知り合いがいる。病院関係者はカルテを見れば余命がだいたい分かるんだ」などと話しました。なお、Dは、医師から、Xが回復不可能であることや、その余命を聞かされていません。それから約5カ月後、Xは死亡しました。

Dは、B、Cのほか、A病院の管理者Eに対して、慰謝料300万円などの賠償を求めて提訴。DとB、Cは訴訟中に和解したものの、平成24年1月17日、大分地裁はEに対する賠償請求を棄却しました。理由は、Bは患者の秘密を漏洩し、口止めもしなかったので賠償責任を負うが、その使用者であるEは、A病院内において個人情報管理規程を作成して周知し、職員から個人情報の順守についての誓約書も取り付けているので、賠償責任は認められない、というものでした。

これに対し、Dは控訴。その結果、平成24年7月12日、福岡高裁は、Eに対して慰謝料100万円などの賠償を命じる判決を言い渡しました。高裁が逆転判決とした理由は、看護師Bは、勤務時間や勤務場所の内外を問わず、患者の秘密を漏洩してはならない義務があり、Eも、勤務時間や勤務場所の内外を問わず、職員が患者の秘密を漏らさないように監督すべき義務がある、というものでした。

この裁判例は、日常診療において知った患者の個人情報については、勤務時間外であっても守秘義務の対象になることとともに、医療機関としては、勤務時間外であっても、職員が守秘義務を守るように監督する義務があることを明らかにするものです。

Next [検査実施や警察への通報が違法か否かが問われる](#) >

1

2

3

>

連載の紹介

日常診療に生かす医療訴訟の教訓